

## 黒松内町独自の軽減措置

町内で在宅サービスを利用する介護保険料第1～4段階の方に、自己負担額の3割を助成しています。  
軽減措置を受けるには、申請が必要です。詳しくは担当となったケアマネージャーに御確認ください。

### ▶福祉用具のレンタル (○：利用可 ▲：一部利用可 ×：原則利用不可)

対象福祉用具	要支援 1・2 要介護 1	要介護 2・3	要介護 4・5
車いす (付属品含む)	×	○	○
特殊寝台 (付属品含む)	×	○	○
床ずれ防止用具	×	○	○
体位変換器	×	○	○
手すり (工事が不要なもの)	○	○	○
スロープ (工事が不要なもの)	○	○	○
歩行器	○	○	○
歩行補助つえ	○	○	○
認知症老人徘徊感知機器	×	○	○
移動用リフト (吊り具を除く)	×	○	○
自動排せつ処理装置	▲※	▲※	○

※原則利用できない福祉用具であっても、医学的所見に基づき必要と判断される場合は、例外的に利用を認めるときがあります。なお、例外給付を受ける場合は申請手続きが必要となりますので、担当のケアマネージャーに御相談ください。

### ▶福祉用具の購入【申請が必要】

<ul style="list-style-type: none"> <li>腰掛便座</li> <li>入浴補助用具</li> <li>自動排せつ処理装置の交換可能部品</li> <li>簡易浴槽</li> <li>移動用リフトの吊り具</li> </ul>	入浴や排せつなどに使用する福祉用具の購入に要した経費に対し支給されます。 ※上限10万円、自己負担(1～3割)の差引額支給。	要支援 1・2 要介護 1～5
--	---	--------------------

※このほかにも、社会福祉協議会が所有する福祉用具(車いす、ポータブルトイレ、歩行器など)を無料で貸出しています。数に限りがありますので、お問合せください。  
社会福祉協議会 ☎ 0136-72-3124

### ▶住宅改修費を支給【申請が必要】

<ul style="list-style-type: none"> <li>滑り防止</li> <li>移動の容易化する床又は路面材料の変更</li> <li>手すりの取り付け</li> <li>段差の解消</li> <li>引き戸などへの扉取替</li> <li>洋式便器などへの便器取替</li> </ul>	住宅に手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修に要した経費に対し支給されます。 ※上限20万円、自己負担(1～3割)の差引額支給。	要支援 1・2 要介護 1～5
---	--	--------------------

### ▶再度、住宅改修費の支給を利用できる場合

- ① 介護度が3ランク以上上がったとき。(要支援2と要介護1は1ランク)
- ② 転居したとき



## ▶外出の支援

### 福祉バスの運行 保健福祉課 ☎ 0136-72-4285

#### 内容

町内を巡回する福祉バスを定期運行(月～金)しています。1日乗車につき、100円の清掃協力金をいただいています。

#### 月・水・金：歌才・東川・大成・豊幌、作開・白炭、中ノ川集会所・熱郭公住方面

停留場所	月・金		水	
	行き	帰り	行き	帰り
歌才(田中宅)	8:30	14:00	9:20	15:55
東川経由	↓	↑	↓	↑
大成振興会館	9:00	13:35	9:50	15:05
豊幌経由	↓	↑	↓	↑
役場分庁舎前	9:27		10:17	
保健福祉センター前	9:30		10:20	
北作開(森田宅)	9:55		8:30	13:55
白炭経由	↓	↑	↓	↑
保健福祉センター前	10:18		8:53	
役場分庁舎前	10:20		8:56	
中ノ川集会所	10:40	15:00	10:40	13:35
熱郭公住経由	↓	↑	↓	↑
保健福祉センター前	10:53	13:10	10:53	14:35
役場分庁舎前	↓	↑	↓	↑
ブナの森診療所前	↓	13:08	↓	14:33
温泉ぶなの森	11:00	13:05	11:00	14:30
自然の家ほか経由	↓	↑	↓	↑

#### 火・木：赤井川・白井川・婆沢・共心・大谷方面、西熱郭・中ノ川・アカシア・黒松内公住方面

停留場所	行		帰	
	行き	帰り	行き	帰り
赤井川(林宅)	8:30	白小	11:55	13:50
角十経由	↓	↓	↑	↑
熱郭支所	8:40	10:30	↑	↑
役場分庁舎前	↓	↓	大谷地	大谷地
保健福祉センター前	9:10		チョコシナイ	チョコシナイ
西熱郭	9:25		チョコシナイ	チョコシナイ
中ノ川集会所	9:35	10:40	↑	14:07
添別・旭野・西沢経由	↓	↓	↑	↑
保健福祉センター前	9:53	10:53	↑	↑
役場分庁舎前	↓	↓	↑	↑
ブナの森診療所前	↓	↓	↑	↑
温泉ぶなの森	寄りません	11:00	↑	↑
自然の家ほか経由	↓	↓	↑	↑

### お出かけサポート券 保健福祉課 ☎ 0136-72-4285

#### 内容

黒松内温泉と黒松内ハイヤーが利用できる共通券を年間60枚(施設入所者50枚)交付しています。

#### 対象者

- ・70歳以上の方
- ・障害者手帳2級以上、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方



### 移送サービス 社会福祉協議会 ☎ 0136-72-3124

#### 内容

移送用車両で自宅と医療機関までを送迎します。

#### 対象者

公共交通機関及び身内等の送迎が利用できない65歳以上の方 ※登録が必要です。

#### 利用料

町内 500円/回 町外 1,000円/時間



# 黒松内で 自分らしい生活 を続けるために



黒松内町で提供される  
生活を支える在宅サービスを  
御案内いたします。

## 黒松内町 保健福祉課

〒048-0101 黒松内町字黒松内 586 番地 1 保健福祉センター内

☎ 0136-72-4285 FAX 0136-72-3838

<https://kurokaigo.jimdo.com>

e-mail hokenfukushi@town.kuromatsunai.hokkaido.jp



## 介護保険の在宅サービス

### ▶自宅で利用できるサービス

訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが自宅に訪問し、入浴・排泄・食事の世話など「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」をします。	事業対象者 要支援 1・2 要介護 1～5
訪問看護	主治医が必要と認めた場合、看護師などが自宅を訪問して、療養上のお世話や診療の補助をします。	要支援 1・2 要介護 1～5
訪問リハビリテーション	主治医が必要と認めた場合、理学療法士などが自宅に訪問して、生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを行います。	要支援 1・2 要介護 1～5

### ▶施設まで通って利用するサービス

通所介護 (デイサービス)	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで利用できます。	事業対象者 要支援 1・2 要介護 1～5
通所リハビリテーション	介護老人保健施設で、食事などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを行います。	要支援 1・2 要介護 1～5

### ▶短期間施設に入所するサービス

短期入所 (ショートステイ)	介護保険施設や養護老人ホームなどに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受けます。	要支援 1・2 要介護 1～5
-------------------	--	--------------------

※ショートステイの利用には、サービス費のほか居住費、食費、日常生活費を加えた額が自己負担となります。所得が低い方は居住費と食費の負担が軽くなります。詳しくは、保健福祉課にお問合せください。

## ▶体力の維持

### まる元体操教室 保健福祉課 ☎ 0136-72-4285

**内容**  
毎週水曜日、保健福祉センターで、健康運動指導士の指導の下、椅子に座った運動、頭と体の体操、レクリエーションなどを行います。  
※移動が困難な方は送迎します。

**対象者**  
おおむね65歳以上の方  
**利用料**  
500円/月



## ▶サロン活動等

### 老人クラブ 老人クラブ連合会(社協) ☎ 0136-72-3124

**内容**  
町内6地域で老人クラブが活動しています。

**単位クラブ**  
松寿会(黒松内地域)、白寿会(白井川地域)  
作寿会(作開地域)、きらく会(中川地域)  
老寿会(大成・豊幌地域)



### サロン活動 社会福祉協議会 ☎ 0136-72-3124

**内容**  
地域の方々が自主的に集い、茶話会や体操、健康に関する活動の取組に対して支援しています。

**活動団体**  
リリーの会(黒松内1区、2区、3区の方)  
ひまわりの会(白井川地域の方)  
ガンバル会(作開地域の方)



## ▶食事の支援

### 配食サービス 社会福祉協議会 ☎ 0136-72-3124

**内容**  
月～金曜日、自宅までボランティアが食事(昼食)を提供します。  
※社会福祉法人黒松内つくし園の地域貢献事業です。

**対象者**  
調理が困難な65歳以上の方  
**利用料**  
400円/食



### メンズクッキング教室 保健福祉課 ☎ 0136-72-4285

**内容**  
月1回、男性を対象とした調理実習を行います。  
**対象者**  
60歳以上の男性 ※食材費は実費負担となります。

## ▶生活の支援

### 買い物サービス NPO法人ひまわり ☎ 0136-72-3155

**内容**  
買い物が困難な在宅の高齢者等の買い物を代行します。また、家庭での簡単な作業(電球取替、草刈り)などの「よろず相談」も受け付けています。

**対象者**  
おおむね65歳以上の方等  
**利用料**  
100円/回



### 高齢者事業団での簡易作業 高齢者事業団 ☎ 0136-72-3882

**内容**  
自宅周りの草刈りや庭木の剪定などの軽作業を行います。なお、高齢者の方が高齢者事業団に加入し活動する場合は、会員登録が必要です。

### 安否確認等 社会福祉協議会 ☎ 0136-72-3124

**内容**  
独居で暮らす65歳以上の方に対し、次の安否確認サービスを行っています。

ヤクルト訪問	週1回、ボランティアがヤクルトを持参し訪問します。
電話サービス	週2回、ボランティアが電話します。
緊急通報装置	緊急時にボタンを押すだけで消防署に通報できる電話等を貸与します。
緊急時安心カード	冷蔵庫に病歴・服薬・家族の連絡先などを記載したカードを保管し、緊急時に備えます。

### 紙おむつの支給 社会福祉協議会 ☎ 0136-72-3124

**内容**  
寝たきり老人等を介護する家庭に、1日3枚を限度に紙おむつを支給します。

**対象者**  
おおむね65歳以上で、常時紙おむつを使用し、介護保険料の段階層が1～4段階の方



### 敬老祝い金 保健福祉課 ☎ 0136-72-4285

**内容**  
本町に引続き20年以上居住している88歳、95歳、100歳の方に対し、長寿を祝福しお祝い金を支給しています。

**対象等**  
88歳の方 5万円(商店街商品券2万5千円、現金2万5千円)  
95歳の方 10万円(商店街商品券5万円、現金5万円)  
100歳の方 20万円(商店街商品券10万円、現金10万円)

## ▶冬期間の支援

### 福祉除雪サービス 社会福祉協議会 ☎ 0136-72-3124

**内容**  
地域のボランティアが、支援が必要な方の玄関先の除雪を行います。  
**対象者**  
65歳以上の方 ※ボランティアが地域に在住していることが前提です。

### 除雪サポート助成金 保健福祉課 ☎ 0136-72-4285

**内容**  
冬期間の除雪が困難な方が、自宅の玄関先や軒下などの除雪を業者に委託した経費に対し、助成します。※申請手続きは11月頃を予定。

対象世帯	町民税	助成割合	助成上限
65歳以上のみ	非課税	5割以内	40,000円
身体障害者手帳1・2級の方が在住 療育手帳A判定の方が在住			
生活保護世帯	-	9割以内	72,000円
在宅高齢者福祉金受給対象世帯	非課税	7割以内	56,000円
65歳以上のみで、80歳以上の方が在住	課税	4割以内	32,000円

## ▶生活費等の援助

### 在宅高齢者福祉金 保健福祉課 ☎ 0136-72-4285

**内容**  
年間の収入が一定額以下(生活保護基準額以下)の方に対し、福祉金を交付しています。※申請手続きは、9月、2月頃を予定。

**対象者**  
収入が一定額(生活保護基準)以下の方で、次のいずれにも該当する方。  
①65歳以上の高齢者のみの世帯で、かつ在宅生活する方(長期入院対象外)  
②生活保護法に規定する被保護者でない方

### 灯油給油券(福祉灯油) 保健福祉課 ☎ 0136-72-4285

**内容**  
冬期間の採暖に必要な灯油の給油券(200㍓又は100㍓)を配布します。(灯油を燃料としない方は、給油量7割相当分の現金を支給)※申請手続きは、10月頃を予定。

**対象者**  
①200㍓：年間の収入が一定額以下(生活保護基準額以下)の世帯  
②100㍓：町民税非課税で、75歳以上の方のみの世帯

### 生活資金の貸与福祉資金 社会福祉協議会 ☎ 0136-72-3124

生活福祉資金	全国社会福祉協議会が実施する貸付金制度です。制度の内容は、御確認ください。
愛情銀行	自己資金がなく、生活を続ける上でどうしてもお金が必要となった方に、5万円まで無利子で貸付けます。

## ▶生活困窮・権利擁護

### 生活困窮・権利擁護の相談

**内容**  
生活困窮や権利擁護(成年後見制度など)の相談を受け付けています。  
**相談窓口**  
生活サポートセンター(社協内) ☎ 0136-72-3124

### 消費者生活トラブルの相談

**内容**  
消費生活に関するトラブルの相談を受け付けています。  
**相談窓口**  
企画環境課 ☎ 0136-72-3376  
ようてい地域消費生活相談窓口 ☎ 0136-44-2121(ニセコ町役場内)

